

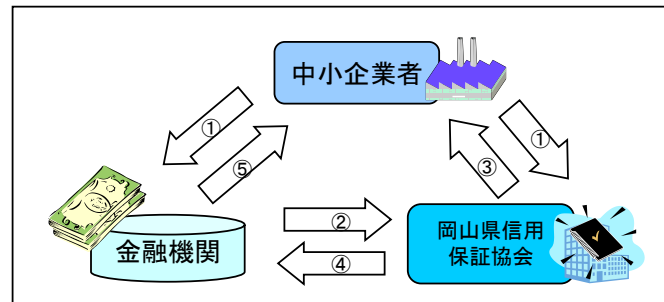
お申込みの手続

融資を希望する方は、取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店）又は信用保証協会に申し込んでください。なお、資金によっては県知事、市町村長、（公財）岡山県産業振興財団などの認定等が必要な場合があります。融資は、ご自身で資金使途などを明示してお問い合わせください。

お問い合わせは、取扱金融機関又は岡山県信用保証協会（本所（保証経営支援部）TEL 086-243-1122、倉敷支所 TEL 086-425-3103、津山支所 TEL 0868-22-7276）

○基本的な手続の流れ

- ① 取扱金融機関に融資の申込み、又は信用保証協会に保証申込み
- ② 取扱金融機関から信用保証協会に保証の申込み
- ③ 信用保証協会による審査
- ④ 信用保証書の発行
- ⑤ 融資実行



取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店）

中国銀行 百十四銀行 もみじ銀行 おかやま信用金庫 吉備信用金庫 商工組合中央金庫	鳥取銀行 伊予銀行 香川銀行 玉島信用金庫 備前日生信用金庫	山陰合同銀行 四国銀行 愛媛銀行 津山信用金庫 倉吉信用金庫	広島銀行 西日本シティ銀行 高知銀行 水島信用金庫 笠岡信用組合	阿波銀行 トマト銀行 みずほ銀行 備北信用金庫 朝銀西信用組合
--	--	--	--	---

保証料率

通常の保証料率 単位(年): %

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅰ	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

小規模企業支援資金（小口零細）の保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅱ	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

経営革新資金の保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅲ	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35

事業承継対策資金の保証料率（事業承継特別保証の所定の要件を満たす場合）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅳ	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20

協調支援型特別資金の保証料率（（1）は令和7年度中に保証申込を行う場合）

区分	保証付き融資額の1割以上のプロパー融資の同時実行	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅴ	(1)受ける場合	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
	(2)受けずに経営行動計画の策定等に取り組む場合	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

- （注1）保証のご利用にあたっては、信用保証協会の審査があります。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。
- （注2）次に該当するときは、県の設定した料率からさらに割引が実施される場合があります。割引率については信用保証協会にご確認ください。
- ・小規模企業支援資金を利用される場合
 - ・新規創業資金を利用される場合
 - ・有担保の場合
 - ・会計参与を設置されている場合
- （注3）経営安定関連保証などの特例保証を利用される場合、経営状況にかかわらず一律の料率が適用されます。
- （注4）上記の保証料率に0.25% または 0.45%を上乗せすることで、経営者保証を提供しない選択ができる場合があります（事業者選択型経営者保証非提供制度）。詳細は信用保証協会にご確認ください。

融資制度全般のお問い合わせ先（個別融資のお申込みは取扱金融機関又は岡山県信用保証協会まで）

岡山県産業労働部経営支援課金融支援班 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7361

令和7年度（改訂版）



岡山県中小企業者向け融資制度のご案内

～ 地域の産業を支える中小企業・小規模事業者の皆様を金融面から支援します ～

県の中小企業者向け融資制度は、県内の中小企業者の皆様が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的に、県で定めた制度要件等に基づき、原則として信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行う制度です。

県では、中小企業者の皆様が利用しやすい制度となるよう、取扱金融機関や信用保証協会に財政的支援を行い、融資利率や保証料率を低く設定して制度を運用しています。

なお、融資の可否については、取扱金融機関及び信用保証協会が審査を行い決定します。

ご利用いただける方

- ・中小企業者であること。（業種・規模の要件は下記※を参照）
- ・県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上（新規創業資金及び事業承継対策資金を除く。）継続して信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- ・県税を滞納していないこと。
- ・手形交換所又は電子債権記録機関による取引停止処分（第1回の手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能発生後6か月以内を含む。）を受けていないこと。
- ・信用保証協会（岡山県信用保証協会以外の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- ・現に信用保証協会の保証を受けている方は、その保証付き融資を適正に償還していること。また、資金使途や支払が保証条件のとおり適正に行われていること。
- ・暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。暴力団又は暴力団員等の統制下にないこと。
- ・暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。

※ 対象業種・企業の規模（中小企業者）

- ・右表の業種ごとに、それぞれ「資本金の額若しくは出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する個人、会社、企業組合、組合

- ・細かい業種によっては、条件が異なります。

- ・医療法人、NPO法人、農業、林業、漁業、サービス業の一部（風俗営業等）は対象となりません。

- ・組合とは、事業協同組合、事業協同小組合、協業組合など（協同組合連合会を含む。）をいいます。

業種	資本金の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業等（建設業・運送業含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・詳しくは、岡山県信用保証協会（TEL 086-243-1122）又は取扱金融機関へお問い合わせください。

◆令和7年度の融資制度に関するお知らせ

【前年度からの変更点】 資金の詳細は岡山県経営支援課のホームページをご覧ください。

☆ 協調支援型特別保証の利用を要件とした「協調支援型特別資金」を創設しました。

☆ 下記の資金の取扱期間を延長しました。

経済変動対策資金（原油高等特別対応：裏面⑫の融資対象者4）・・・令和8年3月31日まで

☆ 下記の資金の融資条件等を変更し、取扱期間を延長しました。

おかやま中小企業再生支援資金・・・令和8年3月31日まで

※令和7年4月1日以降は事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の利用が要件です。

☆ 令和6年7月以降の日本銀行による政策金利の引上げと、それに伴う取扱金融機関の短期プライムレートの上昇を踏まえ、令和7年10月1日から融資利率を改定しました。

☆ 米国の関税措置の影響を受ける事業者向けの融資「協調支援型特別資金（米国関税特別対応）」（裏面⑨の融資対象者2）を創設しました。

☆ 最寄りの取扱金融機関又は岡山県信用保証協会にご相談ください ☆

- ※ 岡山県中小企業者向け融資制度は、取扱金融機関及び岡山県信用保証協会等の協力により実施しています。
- ※ 個別の融資・保証案件については、取扱金融機関及び岡山県信用保証協会が審査を行い、融資の可否を決定しており、結果としてご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

融 資 制 度 の 概 要

※金融情勢の変化等により、融資利率を改定する場合があります

(令和7年10月7日現在)

資金の種類		融 資 の 対 象 者	融 資 条 件							備 考
			資 金 使 途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 (⑫4、⑭を除き変動金利)	保証料率 (保証料率の引き上げを条件に、経営者保証を 提供しない選択ができる場合があります)	担保及び保証人	信用保証	
創 業 期	新規創業資金 ①	次のいずれかに該当する者 1 1か月以内に新たに事業を開始する個人 2 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する個人 3 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人 5 設立の日から5年を経過していない会社 6 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社 7 4に該当する者であって、新会社を設立したものが事業譲渡により事業の全部又は一部を承継させる会社 8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者	左記に掲げる者が行う事業に必要な運転資金・設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1個人・企業者 3,500万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が8の場合は、据置期間1年以内 (所定の要件を満たす場合は3年以内)	年1.75%以内	年0.70% ※融資対象者が8の場合は、保証協会所定の保証料率	無担保、無保証人とする ※融資対象者が3又は5から7までのいずれかの場合の保証人については、保証協会の定めるところによる	保証付き	
	小規模企業支援資金(一般) ②	小規模企業者 〔常時使用する従業者の数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)〕	事業経営に必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く)	1企業者 2,000万円 組合 5,000万円 ※融資限度額は小口零細との合計	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	保証料率Ⅰ	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	
小規模企業支援資金(小口零細) ③	組合 〔構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されているもの〕 ※小規模企業支援資金(小口零細)については、小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合に限る	1企業者(組合) 2,000万円 ※融資限度額は一般との合計		年2.05%以内		保証料率Ⅱ	保証付き			
拡 大 期	事業活性化短期資金 ④	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者(今後締結することが確実であると認められる者を含む) 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する者(棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る)	事業経営に必要な運転資金	1企業者(組合) 5,000万円	1年以内	年2.20%以内	保証料率Ⅰ ※流動資産担保融資保証適用の場合は年0.68%	金融機関又は保証協会の定めるところによる ※融資対象者が2の場合は、売掛債権又は棚卸資産を譲渡担保とする	必要に応じ保証付き	
	経営革新資金 ⑤	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者 (1) 新分野進出、新商品・新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者 (2) 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行う者 (3) 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行う者 (4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者 3 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた者	1 融資対象者1・2 事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者3 先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金(土地の取得資金を除く)	1企業者(組合) 総額1億円 (このうち運転資金は5,000万円を限度とする)	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	保証料率Ⅲ ※経営革新関連保証・先端設備等導入関連保証適用の場合は年0.70%	無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資対象者が2の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
持 続 的 成 長	新エネ・環境対策資金 ⑥	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	1(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金(土地の取得資金を除く) 1(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車・充電設備等の購入に必要な資金 2(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 2(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 2(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金 2(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金 2(5) フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC))使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	保証料率Ⅰ	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	資金使途が2(1)又は(2)の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
	事業承継対策資金 ⑦	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者(当該認定を受けた中小企業者の代表者を含む。) 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者 3 事業承継特別保証の対象となる者	1 事業承継に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が3の場合に限る)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が3の場合は、据置期間1年以内	年2.05%以内	保証料率Ⅰ ※融資対象者が3の場合で、所定の要件を満たす場合は保証料率Ⅳ	金融機関又は保証協会の定めるところによる ※融資対象者が3の場合は、無保証人とする	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
機 構 改 善	働き方改革応援資金 ⑧	働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組む者 2 職場環境の充実を目的とした施設又は設備の設置又は改修を行う者 3 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	保証料率Ⅰ	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資対象者が3の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
	協調支援型特別資金 ⑨	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であって、米国の関税措置の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	1 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が2の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	融資対象者が1の場合は、年2.20%以内 融資対象者が2の場合は、年1.80%以内	保証料率Ⅴ	金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証付き	
危 機 時	危機対策資金 ⑩	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて市町村長の認定(セーフティネット保証)を受けた者に限る) 2 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画(BCP)を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 経済産業大臣から認定を受けた(連携)事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う者	1 融資対象者1～3 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者4 事業継続計画の策定・実施に必要な資金 3 融資対象者5 防災対策の実施に必要な資金 4 融資対象者6 (連携)事業継続力強化計画の実施に必要な資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1又は2の場合は、年1.55%以内 融資対象者が3から6までのいずれかの場合は、年2.05%以内 ※融資対象者が6の場合は、年0.70%	保証料率Ⅰ ※融資対象者が1又は2の場合は、年0.80% ※融資対象者が6の場合は、年0.70%	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資対象者が1・2の場合は、市町村長の認定が必要 融資対象者が1～3の場合は、融資条件を別に定める場合がある
再 生 期	事業再生資金 ⑪	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行うもの 2 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従って事業再生を行うもの	1 事業の再生に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (2年以内)	年2.05%以内	保証料率Ⅰ ※事業再生計画実施関連保証適用の場合は、保証協会所定の保証料率	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる ※事業再生計画実施関連保証適用の場合の担保及び保証人は、保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	
	経済変動対策資金 ⑫	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油価格・物価高騰の影響により、最近1か月の売上高等が前年同月比5%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少見込みの者	1 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が4の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1から3までのいずれかの場合は、年2.05%以内 融資対象者が4の場合は、当初2年間 年0.50%以内 3年目以降 年1.15%以内	保証料率Ⅰ ※融資対象者が1の場合は、年0.80%	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、市町村長の認定が必要
	経営安定資金 ⑬	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	1 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年2.05%以内	保証料率Ⅰ	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	
	おかやま中小企業再生支援資金 ⑭	事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の対象となる者	1 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (3年以内)	当初3年間 年0.30%以内 4年目以降 年1.15%以内	年0.30%	金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証付き	